

## 遺言書

第1条 遺言者はその所有する下記不動産を遺言者の次男遺言二郎（昭和55年6月30日生まれ）に相続させる

### 不動産の表示

#### 1. 土地

所在 名古屋市北区山田一丁目〇〇  
地番 〇〇〇番  
地目 宅地  
地積 123.45 m<sup>2</sup>

#### 2. 建物

所在 名古屋市北区山田一丁目〇〇番地  
家屋番号 〇〇〇番  
種類 居宅  
床面積 1階 67.89 m<sup>2</sup>  
2階 67.89 m<sup>2</sup>

第2条 遺言者は、第1条記載の不動産を除くその他一切の財産を、長男遺言一郎（昭和50年6月30日生）に相続させる。

第3条 遺言者は、祖先の祭祀を主宰すべき者として、長男遺言一郎を指定する。

第4条 遺言者は、この遺言の遺言執行者として、長男遺言一郎を指定する。

付言 長男一郎に多く相続させることにしたのは、一郎に家を守ってもらいたいからです。また、次男二郎にはマンションを購入する際に援助しました。お母さんの気持ちを理解して、兄弟仲よく暮らしてください。

平成27年6月30日

住所 愛知県名古屋市北区●●町1-2-3

遺言者 遺言 太郎 印